

平成30年関川村議会3月(第2回)定例会議会議録(第3号)

○議事日程

平成30年3月20日(火曜日) 午後3時 開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第18号 関川村光兎交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 議案第19号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 4 議案第26号 関川村個人情報保護条例の全部を改正する条例
- 第 5 議案第27号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第28号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第29号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第30号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第31号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第32号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第33号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第35号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 第14 議案第38号 平成30年度関川村一般会計予算
- 第15 議案第39号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第16 議案第40号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第17 議案第41号 平成30年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第18 議案第42号 平成30年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第19 議案第43号 平成30年度関川村有温泉特別会計予算
- 第20 議案第44号 平成30年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第21 議案第45号 平成30年度関川村簡易水道特別会計予算
- 第22 議案第46号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計予算
- 第23 議案第47号 平成30年度関川村農業集落排水事業特別会計予算
- 第24 議案第48号 平成30年度関川村水道事業会計予算

- 第 2 5 陳情第 1 号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情
- 第 2 6 陳情第 2 号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出に関する陳情
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 1 8 号 関川村光兔交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 1 9 号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 4 議案第 2 6 号 関川村個人情報保護条例の全部を改正する条例
- 第 5 議案第 2 7 号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 2 8 号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 2 9 号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 3 0 号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 3 1 号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 3 2 号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 3 3 号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 3 4 号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 3 5 号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 1 4 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度関川村一般会計予算
- 第 1 5 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 1 6 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 1 7 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 1 8 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 9 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 2 0 議案第 4 4 号 平成 3 0 年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 2 1 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度関川村簡易水道特別会計予算
- 第 2 2 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度関川村公共下水道事業特別会計予算
- 第 2 3 議案第 4 7 号 平成 3 0 年度関川村農業集落排水事業特別会計予算

第24 議案第48号 平成30年度関川村水道事業会計予算

第25 陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情

第26 陳情第2号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出に関する陳情

追加日程第1 発委案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について

追加日程第2 発委案第3号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君		
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原	修	君		
9番	伝	信	男	君	10番	平	田	広	君			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君						
教	育	長	佐	藤	修	一	君				
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君			
税	務	会	計	課	長	田	村	久	美	子	君
住	民	福	祉	課	長	中	束	正	子	君	
農	林	観	光	課	長	伊	藤	隆	君		
建	設	環	境	課	長	高	橋	賢	吉	君	
教	育	課	長	稲	家	誠	君				
総	務	課	参	事	野	本	誠	君			
住	民	福	祉	課	参	事	伊	藤	和	義	君
農	林	観	光	課	参	事	板	越	昌	生	君
教	育	課	参	事	安	久	昭	男	君		

○事務局職員出席者

事務局長 佐藤 充 代
主 任 石 山 洋 介

午後 3時00分 開 議

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

日程第1、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

日程第 2、議案第18号 関川村光兔交流館の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 3、議案第19号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

日程第 4、議案第26号 関川村個人情報保護条例の全部を改正する条例

日程第 5、議案第27号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6、議案第28号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 7、議案第29号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 8、議案第30号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第 9、議案第31号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第10、議案第32号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第11、議案第33号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第12、議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第13、議案第35号 過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（近 良平君） 日程第2、議案第18号 関川村光兔交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第13、議案第35号 過疎地域自立促進計画の変更についてまで、以上12件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第18号 関川村光兔交流館の設置及び管理に関する条例の制定について、討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 関川村個人情報保護条例の全部を改正する条例について、討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第28号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

この討論は2件を一括で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は、議案第27号及び議案第28号、以上2件を一括で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

これより、議案第27号及び議案第28号、以上2件を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号及び議案第28号、以上2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例から議案第32号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例まで、以上3件について討論を行います。

この討論は3件を一括で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

これより、討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は、議案第30号から議案第32号まで、以上3件を一括で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

これより、議案第30号から議案第32号まで、以上3件を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第32号まで、以上3件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、討論を

許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 過疎地域自立促進計画の変更について、討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第38号 平成30年度関川村一般会計予算

日程第15、議案第39号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第16、議案第40号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第17、議案第41号 平成30年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第18、議案第42号 平成30年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第19、議案第43号 平成30年度関川村有温泉特別会計予算

日程第20、議案第44号 平成30年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第21、議案第45号 平成30年度関川村簡易水道特別会計予算

日程第22、議案第46号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計予算

日程第23、議案第47号 平成30年度関川村農業集落排水事業特別会計予算

日程第24、議案第48号 平成30年度関川村水道事業会計予算

○議長(近 良平君) 日程第14、議案第38号 平成30年度関川村一般会計予算から日程第24、議案

第48号 平成30年度関川村水道事業会計予算まで、以上11件を一括議題とします。

ただいま議題となっています議件につきましては、平成30年度予算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

委員長、加藤和泰さん。

○予算審査特別委員長（加藤和泰君） 予算審査特別委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第38号 平成30年度関川村一般会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計予算から議案第42号 平成30年度関川村後期高齢者医療特別会計予算まで、以上4件について、討論を許します。

この討論は4件一括で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は議案第39号から議案第42号まで、以上4件を一括で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

これより、議案第39号から議案第42号まで、以上4件を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号から議案第42号まで、以上4件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成30年度関川村有温泉特別会計予算から議案第48号 平成30年度関川村水道事業会計予算まで、以上6件について討論を行います。

この討論は6件を一括で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は議案第43号から議案第48号まで、以上6件を一括で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

これより、議案第43号から議案第48号まで、以上6件を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から議案第48号まで、以上6件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情

日程第26、陳情第2号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出に関する陳情

○議長(近 良平君) 日程第25、陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情及び日程第26、陳情第2号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出に関する陳情について、以上2件を一括議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。委員長に、陳情第1号について質問させていただきます。

採択の一番の要因は何でしたか。

○議長（近 良平君） 委員長。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 審査に当たりまして、出席者それぞれ全員から意見をお聞きしまして、やはり、一番主となりました意見は、国の、政府の考え方は、やはり国としての日米安保の関係とか、国の意向、政府の考え方はあるが、やはり我々は住民、村民の代表として唯一原爆被爆国である日本国民である村民から付託を受けているわけであるので、やはり、その住民の意思に即した判断をしたいという意見が大勢を占めました。

冒頭には、やはり、核に守られている現状があるので、それぞれ個人としての判断をしっかり持つべきことは必要でないかという意見もございましたけれども、話し合いの結果、国民、村民の意向に即した判断をしようということで採決した結果、全員が可決ということでございました。

以上です。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情について、討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情第1号に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出に関する陳情について、討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情第2号に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 3時23分 休 憩

午後 3時24分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第1 発委案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について

追加日程第2 発委案第3号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について

○議長（近 良平君） 追加日程第1 発委案第2号日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について及び追加日程第2 発委案第3号障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君）

発委案第2号

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

平成30年3月20日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 伊 藤 敏 哉

関川村議会議長 近 良 平 様

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書。

本文は省略をさせていただきます。

記

- 1、日本政府は核兵器禁止条約を速やかに調印すること。
- 1つ、それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合及び再検討会に参加すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月20日

新潟県岩船郡関川村議会議長 近 良 平

(意見書の提出先)

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様
外 務 大 臣 河 野 太 郎 様

発委案第3号

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備
を求める意見書の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

平成30年3月20日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 伊 藤 敏 哉

関川村議会議長 近 良 平 様

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書。

本文は省略させていただきます。

記

- 1、障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設、通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
- 2、入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
- 3、前2項を実現するために、障害者関係予算を確保し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月20日

新潟県岩船郡関川村議会議長 近 良 平

(意見書の提出先)

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 加藤勝信様
内閣官房長官 菅義偉様
以上。

○議長（近 良平君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。提出者、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、発委案第2号日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について、討論を許します。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより発委案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、発委案第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

次に、発委案第3号障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について、討論を許します。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより発委案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、発委案第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

しばらく休憩します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時31分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（近 良平君） 宮島克己さんに申し上げます。

同意第4号関川村副村長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しましたので、本席から告知いたします。

発言を許します。

○（宮島克己君） このたび議会のご同意をいただき、4月1日付で副村長に就任することになりました宮島克己と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

副村長というポストにつくことは、身の引き締まる思いですが、村民の皆様が暮らしやすい地域となるよう、加藤村長のもと、議員の皆様のご指導をいただきながら精いっぱい頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

新たに関川村の一員に加えていただくことになるに当たりまして、少し私の自己紹介をさせていただきます。

家は新潟市の西区の寺尾というところにございます。昔、寺尾遊園という遊園地がございまして、猿のチンチン電車とかあったところですけども、そこは今は公園になっておりまして、その近くに住んでおります。

このたび、4月から居を関川村に移すこととしておりまして、こちらに来る途中、新潟市のほうで転出の届けをしてきたところのございます。

出身につきましては、今は新潟市になりましたけれども、西蒲原郡の巻町というところが出身で、中学校は巻中学、高校については三条市の三条高校ということで、大学は東京のほうで早稲田大学法学部で学びまして、そこを卒業して、平成元年に県庁に入りました。今は約30年勤務いたしまして、現在53歳になります。

今まで県庁で携わってきた仕事について簡単に説明させていただきます。

まず、新採用で医務薬事課というところで、医療をやっているところですけども、救急医療の仕事に携わりました。それから、六日町に転勤になりまして、農地事務所というところで農地の改良の入札等の仕事をさせていただきました。続きまして、三条市に行きまして、三条土木事務所というところで用地買収の仕事を3年やりました。それから県庁に戻りまして、本庁で用地高速道路課というんですけども、用地買収の取りまとめの仕事をして4年間やりまして、その後、港湾課とい

うところで港の仕事をやりました。ここでは、今、直江津のほうで発電所がございますけれども、その埋め立ての仕事をやっておりまして、それから、平成14年に新潟の信濃川の河口にあります新潟みなとトンネルという沈埋トンネルがあるんですけれども、それが14年から国がつくりましたのが県の管理になりましたので、その維持管理の仕事をやっておりまして。

それから、中越大震災の年になりますけれども、ちょうど商業振興課というところで商店街の活性化、それから中小企業の支援というような仕事に携わってございました。その後、また本庁の用地の係長ということで、先ほど三条で用地買収をして、それから本課に行って、それからまた戻ってきて用地係長ということで、用地の取りまとめの係長の仕事をしてございました。

最近では、高齢福祉保健課の課長補佐という職場につきまして、高齢施設の指定基準ということでそういう条例の制定に携わりまして、今の交通政策課には4年おりましたけれども、入った年はちょうど北陸新幹線の開業の年でして、開業の記念式典とかさまざまな仕事に携わって、今は企画主幹ということで、議会とか予算とか人事のほう、交通政策局という部署のそういう取り仕切る仕事をしております。

簡単に私の家族ですけれども、巻のほうには、現在母親がひとり暮らししております、子供は3人おりますけれども、全員今大学生でおります、それも県外に出ております。子供ももう就職で新潟に帰ってくるかどうかわからないといった、関川村もそうですけれども、新潟県全体で、やはり、若者の流出、それからひとり暮らしの高齢者の介護といった問題に直面しております、その難しさについては実感しているところでございます。

話が長くなりましたけれども、関川村の抱える問題の解決に向けまして、今まで携わってきた仕事の経験と知識を生かしながらと思っておりますけれども、それだけではなくて、この関川村の持つ自然の魅力などを多くの人々に向けて発信することで、この村の活性化のお手伝いできればと思っております。

加藤村長の目指す村づくりのために力を尽くさせていただくことはもとより、職員の皆様が仕事をしやすいよう目くばせをすることも副村長の大事な仕事だと思っております。

議員の皆様からも、村民の皆様からも、いろいろなお話や、いろいろすばらしい場所を見せていただき、教えていただき、肌で感じながら、自分ができることを精いっぱい努めさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご支援、ご指導をよろしく願います。

本日はこのような発言の場を設けていただきまして大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時38分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

平成30年3月20日

関川村議会議長

議 員

議 員